



# HEART COMMUNICATION

高田総合会計事務所 事務所通信 vol.7  
2011年 秋季号  
〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3  
TEL.075-451-7766 FAX.075-432-2127  
URL <http://www.takadakaikai.co.jp>  
E-mail [info@takadakaikai.co.jp](mailto:info@takadakaikai.co.jp)



## ご挨拶

拝啓 秋分の候、暑さ寒さも彼岸までと申します。朝夕の風に秋の気配が感じられますが皆様、いかがお過ごしでいらっしゃいますか。

地震や台風など天災の猛威が日本列島を脅かす今日この頃ですが、被害等ございませんでしたでしょうか。

これからの季節冷え込みが厳しくなりますので体調に充分気をつけてお過ごしください。

敬 具

高田総合会計事務所

所長 高田 収

## 副所長の一言

皆様、平素は格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

私共高田総合会計事務所は、おかげさまをもちまして 11 月に創業 60 周年を迎える運びとなります。これもひとえに皆様方のご愛顧の賜と所員一同大変喜んでおります。

誠にありがとうございます。

60 周年を迎えるにあたり、既にご案内申し上げました通り、11 月 23 日（水・祝）に原田隆史講師による講演会及び懇親会を開催させていただきます。日頃のご愛顧に感謝申し上げますとともに、お客様同士のつながりを作っていただき、また、高田会計との絆を深めていただく機会にしたいと所員一同で知恵を絞っております。原田先生の講演は関西ではなかなか聴くことができませんので、是非皆様の会社の幹部様、社員様やお知り合いの経営者の皆様もお誘いあわせの上、万障お繰り合わせの上ご参加くださいませ。

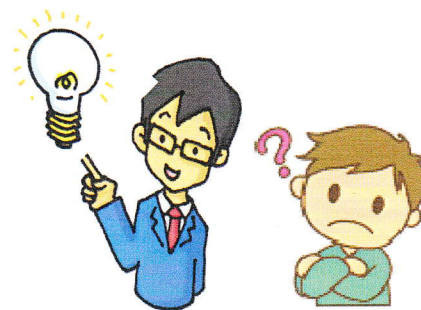
61 年目の来年には、高田総合会計事務所を税理士法人化し、より一層皆様のお役に立てる会計事務所を目指していく所存でございます。皆様の声を更にお聞かせいただき、本当に必要とされるサービスをご提供してまいりますので、今後とも末永いご支援を何卒宜しくお願いいたします。

副所長 高田直浩



会計・税務の「？」にお答えします。

# 教えて！タカダくん



タカダくん あきんどくん

今回のテーマ：通勤手当

タカダ：今回は所得税の源泉徴収について、平成23年6月30日付で改正が行われたのでその話をしようか。

あきんど：もしかして増税になるの？

タカダ：そうだね、事業者が従業員に払っている通勤手当の非課税限度額の計算が来年の1月1日以後の支給分から変わるんだよ。

あきんど：通勤手当っていうと従業員が自宅と職場を往復する時にかかる交通費を事業者が支払うものだね。

タカダ：そうだね。来年の1月分の給料の計算の時に源泉税の対象になる課税支給額がこれまでより増える人がいるかもしれないから注意してね。

あきんど：どんな人の源泉税が増えるの？

タカダ：今までは自転車や自動車なんかの交通用具を使っている人で、通勤距離が片道15キロメートル以上の人の非課税額は、通勤距離に応じて税法で定められた非課税額（距離比例額）よりも、その人が鉄道やバスなどの交通機関を利用した場合の運賃等（運賃相当額）の方が多い時は、月額10万円を限度に運賃相当額の金額までは非課税になっていたんだ。それが今度の改正で、距離比例額を超える部分は全て課税されることになったんだ。

あきんど：難しくてよくわからないなあ・・・。

タカダ：事務所の税子さんの場合を例に説明するね。彼女は片道20kmを自転車で通勤しているんだ。



通勤手当：15,000円



運賃相当額（バスの定期代）：14,000円



片道20kmの距離比例額：11,300円

今までは15,000円－14,000円＝1,000円が源泉税の対象だったけど、来年からは15,000円－11,300円＝3,700円が課税対象になるんだよ。税子さんは給料の手取り額が減ってしまうことになるね。

あきんど：なーるほど。よくわかったよ。ところで距離比例額は通勤距離によって違うんだね。

タカダ：そうだよ。詳しくは担当者に聞いてね。

## 経営セーフティ共済の制度改革

### 経営セーフティ共済とは

倒産防止共済という名前のほうが馴染みがあるかもしれませんが、得意先企業が倒産等したことにより、中小企業者が連鎖倒産することを防止するための制度で、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する共済制度です。加入者は得意先の倒産等があった場合には、その貸倒れた債権額につき、掛金総額の10倍を限度として機構から無利子で貸付けを受けることができます(ただし貸付金の10分の1に相当する額が払い込んだ掛金から控除されます)。

### 制度の特徴

#### ① 加入要件

個人事業者又は法人にかかわらず、業種別に定められた従業員数や資本金等の額の要件を満たす中小事業者で、税金の滞納が無い事等の条件を満たす者に限りませんが、一般消費者を主な売り先とする事業者や不動産賃貸業など、通常売掛債権が生じないことが一般的な事業の場合は貸付けを受けられないことがあります。

#### ② 掛金について

払い込んだ掛金は全額が個人事業者については必要経費に、法人については損金に算入でき、月払いの他、1年分の前払いも可能です。なお、掛金の積立には限度額があります。

### 改正内容

平成23年10月1日より新しい制度が施行されました。ここでは主な改正点についてお伝えします。

- ① 掛金の払込限度額が月額8万円から **月額 20 万円**に引き上げられました。
- ② 掛金の積立限度額が320万円から **800 万円**に引き上げられました。
- ③ 共済金の貸付限度額が3,200万円から **8,000 万円**に引き上げられました。

### \* 制度を活用した節税

払い込んだ掛金が全額損金(個人事業者の場合は必要経費)に算入されることや、掛金年額を一括前払い出来る制度の特徴を活かし、多額の利益が見込まれる時には1年分の掛金を前納することにより、改正後は最大240万円までの利益を圧縮することが可能となりました。ただし、解約するときは加入期間が40ヶ月以上無い場合には返戻金が払い込んだ掛金総額に満たないこととなりますのでご注意ください。

※ 制度にはその他様々な規定がありますので、詳しくは担当者にご確認ください。

## 高田総合会計事務所 60年間の歩み

高田総合会計事務所はおかげさまで 60 周年を迎えることとなりました。今回は高田総合会計事務所 60 年間の歩みと当時の時代の流れを比較してご紹介したいと思います。あの時代に…というような驚きがありますね。

- 1951年 ■高田良三 高田会計事務所創業  
登録 No.2148
- 1956年 ■高田良三 大阪国税局長賞表彰
- 1958年 ■高田 弘 所長代理就任
  
- 1968年 ■高田 收 税理士登録  
登録 No.20090
  
- 1974年 ■高田直浩 誕生  
高田良三 逝去  
高田 收 高田会計事務所 承継
  
- 1980年 ■高田総合会計事務所  
創業 30 周年 記念式典開催  
高田良三ブロンズ像 除幕式
  
- 1988年 ■株式会社高田経営総合研究所 設立
  
- 1996年 ■事務所現住所へ移転
  
- 2003年 ■高田直浩 税理士登録  
登録 No.96600
  
- 2005年 ■高田 收 税理士業務 30 年以上表彰  
日本税理士会会長表彰
  
- 2006年 ■高田総合会計事務所  
創業 55 周年記念式典開催
  
- 2011年 ■高田弘 逝去  
高田総合会計事務所 創業 60 周年

- 1951年 ■税理士法制定
- 1952年 ■日本電信電話公社設立
- 1956年 ■日本国連に加盟
- 1958年 ■チキンラーメン発売
  
- 1965年 ■いざなぎ景気が始まる（～1970年）
  
- 1969年 ■米 人類初の月面着陸に成功
- 1972年 ■日中国交正常化
- 1973年 ■第一次 オイルショック
- 1976年 ■ロッキード事件
- 1979年 ■ソニーが「ウォークマン」を発売
- 1985年 ■ブラザ合意
- 1987年 ■世界人口が 50 億人を突破
- 1989年 ■消費税の導入（3%）  
東証日経平均が史上最高値（38,915.87 円）
- 1991年 ■バブル景気の崩壊
- 1995年 ■阪神・淡路大震災
- 1997年 ■消費税が 5%へ
- 2003年 ■欧州単一通貨ユーロ流通スタート
- 2004年 ■トヨタ自動車、日本企業初の純利益 1 兆円越え
- 2005年 ■米 YouTube 設立
  
- 2007年 ■サブプライムローン危機
- 2008年 ■リーマン・ショック
- 2009年 ■米国で初の黒人大統領が誕生
- 2011年 ■東日本大震災



### 原田隆史先生の名言集

来たる 11 月 23 日の記念講演の講師、原田隆史先生の名言をご紹介します。原田先生は公立中学校の現役教師時代に、陸上競技の個人種目で教え子たちを 13 回も日本一に導いている名指導者です。その中で培われた言葉は、暗いニュースの多い閉塞した社会の中で、元気の貰えるものばかりです。当日はこのような名言が生で聴けるチャンスです。皆様のご参加を職員一同心よりお待ち申し上げます

**「仕事と思うな人生と思え」**

**「試合は人生試験や」**  
仕事へ取り組む意識・姿勢・態度が、人生に取り組む意識・姿勢・態度につながる。毎日を丁寧に積み上げていきたいものです。

**「タイミング・イズ・マネー」**

今というタイミングを逃さず、今すべきことは今すぐにやる。ぜひ心がけたいものです。

**「心というのは難しいことへの挑戦ではなく、できることの継続で強くなる」**

継続は力なりという言葉もありますが、継続する大変さは誰も経験したことがあるのではないのでしょうか。

**「敵は誰ですか？「私」です」**  
**「自分に負けている人は他人に勝てるわけがありません」**

他人のことを気にするより、自分の弱さに屈しない。思わずはっとさせられる厳しい言葉です。

**「人間は、自分のイメージより上に行くことはありません」**

目標を設定してそれ以上のことができた経験はほとんどないのではないのでしょうか。常に高めの目標を持って生きていきたいものです。